

平成25年5月30日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 差押債権取立請求事件

口頭弁論終結日 平成25年4月18日

判 決

原告 国
被告 Y株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、248万8365円及びうち178万7583円に対する平成22年2月18日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、A(以下「滞納者」という。)に対して租税債権を有する原告国において、滞納者が、貸金業者であるB株式会社(以下「B」という。)との間で、利息制限法所定の制限利率を超える利息を支払うことを内容とする継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約を締結して同契約に基づく取引を継続して行ったところ、これらの取引において約定利息を支払い続けた結果、過払金が生じ、かつ、Bが過払金の取得について悪意であったもので、

Bを吸収合併した被告は、滞納者に対し、民法703条（704条前段）に基づき、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「本件計算書」という。）のとおり、248万8365円（平成22年2月17日時点における過払元金178万7583円と過払利息70万0782円の合計額）及び過払元金に対する同月18日から支払済みに至るまで民法所定の年5分の割合による利息の支払義務を負うものとして同債権を差し押さえたと主張して、取立権に基づき、被告に対し、その支払を求めた事案である。

2 前提事実（証拠は認定事実末尾に記載する。証拠の記載のない事実は当事者間に争いのない事実である。）

(1) B及び被告は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

Bは、平成22年10月1日付けで被告に吸収合併された。

(甲1の1ないし3)

(2) 原告の滞納者に対する債権

原告（所轄庁・人吉税務署長）は、熊本県所在のA（滞納者）に対し、平成22年2月17日時点で、既に納期限を経過した国税の本税及び延滞税（以下、併せて「本件滞納国税」という。）の合計310万7632円（未確定延滞税を除く。）の租税債権を有していた。

なお、本件滞納国税の額は、平成24年1月31日現在、合計298万7632円（未確定延滞税を除く。）となっており、さらに、同年2月1日以降、国税通則法及び租税特別措置法所定の延滞税が加算された額の全額が未納となっている。

(甲2、3の1及び2)

(3) 本件取引

滞納者は、平成元年8月24日ころ、Bとの間で、利息制限法所定の制

限利率を超える利息を支払うことを内容とする継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約を締結し（以下「本件基本契約」という。）、同日から平成20年12月15日までの間、本件計算書の「年月日」欄記載の日に、これに対応する「借入金額」欄及び「弁済額」欄に記載された借入れと弁済を繰り返す取引を行った（以下、「本件取引」という。）。

（甲5、6の1及び2）

（4）滞納者は、本件基本契約に基づいて、Bとの間で、本件取引を行ったものであるが、平成11年4月8日にBから6000円を借り受けた後は、Bに対する弁済を継続していただけで、Bからの貸付けを受けることもなかったもので、平成21年4月6日、司法書士に相談した際に、本件基本契約に基づく貸金債務は既に消滅していて今後の返済を行う必要はないことが判明したことから、その後の弁済を行わず、同年10月7日ころ、司法書士を介して、Bに対し、本件取引に基づく過払金の請求をした。

（甲4、11）

（5）取立権の取得

原告は、本件滞納国税を徴収するため、平成22年2月17日、国税徴収法（以下「徴収法」という。）62条に基づき、滞納者がBに対して有する本件基本契約に基づく取引によって生じた過払金請求権（以下「本件過払金債権」という。）を差し押さえ（以下、「本件差押え」という。）、同債権差押通知書は、同月18日、Bに送達された。

（甲4、7、8）

3 争点

（1）本件差押えの有効性

（原告の主張）

ア 過払金返還請求権は、基本契約終了時に発生するものではなく、弁済の各時点で順次発生するものであるから、同権利が滞納者に帰属するも

のであることは明らかであり、したがって、本件差押えは、滞納者に帰属する債権に対するものとして有効である。

仮に、後記の被告の主張に従ったとしても、本件差押えは、本件基本契約の終了後にされたものであるから、滞納者に帰属する債権に対するものとして有効である。

その余の被告の主張は争う。

(被告の主張)

ア 滞納処分による差押えの対象となる財産は、滞納者に帰属するものであることが必要であるところ（徴収法47条1項）、本件過払金債権は、過払金発生後の充当方法や消滅時効の成立等、関連論点が多岐にわたるもので、その結論によっては滞納者に帰属しない可能性があるものであるから、このような債権に対する差押えは無効である。

イ また、原告は、本件差押えの当時、滞納者の被告に対する過払金債権の存在や金額を明確に認定できる資料を有していなかったものであるから、そのような状態でされた本件差押えは違法である。そして、違法な差押えに基づく取立権の行使は許されない。

ウ 過払金請求権は、借主である滞納者の意思表示によって、はじめて滞納者に帰属する権利である。そして、原告による本件差押えは、滞納者による何らの意思表示がされていない時点で、滞納者が本件基本契約に基づいて金銭消費貸借取引を継続する利益を不当に奪うものであるから、その効力を認められないものである。

エ 過払金請求権は、取引終了時に弁済期が到来するという不確定期限のある債権であって、本件差押えの時点で、債権発生基礎としての法律関係が存在し、かつ、その内容が明確であるとは認められないものであるから、このような債権に対する差押えは許されない。

オ 本件差押えは、滞納者の生活維持に過大な支障を与えるものであるか

ら、徴収法及びその基本通達に反する違法なものである。

(2) 貸金業法43条1項所定のみなし弁済の成否

(3) Bの悪意の受益者性

(4) 消滅時効

(被告の主張)

本件取引は、過払金返還請求の日から遡って10年間にわたって貸付けがされていないものであるから、個々の過払金発生日から消滅時効が進行するものと解すべきである。

(原告の主張)

争う。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (本件差押えの有効性)について

(1) 被告は、滞納処分による差押えの対象となる財産は、滞納者に帰属するものであることが必要であるところ(徴収法47条1項)、本件過払金債権は、滞納者に帰属するかどうかは確定していない財産であったから、本件差押えは無効であるなどと主張する。

しかし、前記第2の2(3)及び(4)で認定した事実並びに本件取引の経過に照らせば、本件差押えの時点において、滞納者がBに対して本件計算書のおり特定できる金額について本件過払金債権を有していたこと、滞納者は、平成21年10月7日ころ、Bに対し、本件過払金債権に基づいて支払を請求していたことが認められ、このことからすると、滞納者とBとの間の本件基本契約に基づく本件取引は本件差押えがされた時点までに終了していたものと認められる。以上によれば、結局、本件差押えの時点において、滞納者は、被告に対する本件過払金債権を取得しており、これを行行使することができる法的地位を有していたことが認められるから、これと異なる事実を前提とする被告の前記主張は理由がない。

(2) その他、被告が、本件差押えが違法かつ無効であることを根拠づけるために主張する事由は、いずれも被告の独自の見解に基づくものであって、認め難いというべきであり、他に、本件訴訟において、本件差押えが無効であると認めるべき事由はない。

2 争点(2) (貸金業法43条1項の成否)について

本件において、滞納者によるBに対する利息制限法所定の制限利息を超える利息の支払について、貸金業法43条1項所定のみなし弁済が成立することを認めるに足りる証拠はない。

したがって、同条項が適用される旨の被告の主張は理由がない。

3 争点(3) (民法704条の悪意の受益者)について

(1) 貸金業者であるB(被告)が、滞納者との取引において利息制限法所定の制限利率を超過する利息部分を弁済として受領していたことは当事者間に争いがないところ、この利息部分の弁済に貸金業法43条1項の適用が認められない場合において、この部分を貸金元本に充当した結果として過払金が生じた場合には、Bにおいて、過払金の受領について、同条項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるというべきである。

(2) そして、被告が本件訴訟において提出している証拠によっては、Bが滞納者からの過払金の受領について貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとは認められないから、結局、Bは、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるというべきである。

(3) そうである以上、Bを吸収合併して権利義務を承継した被告は、民法70

4条前段に基づき、過払金元金に対する民法所定の年5分の割合による利息の支払義務を負う。

4 争点（4）（消滅時効）について

被告は、本件過払金債権について、Bが滞納者から過払金を受領したときから個別に消滅時効期間が進行すると解すべき特段の事由が認められる旨を主張する。

しかし、本件取引の経過に照らせば、本件過払金債権は本件基本契約に基づく取引が終了したときから消滅時効が進行すると解すべきもので、本件過払金債権について、消滅時効期間が経過していないことは明らかである。

したがって、この点に関する被告の主張は理由がない。

5 他に、被告の主張を精査しても、原告の被告に対する本訴請求を妨げるべき事由は認められないから、原告の本訴請求は理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第42部

裁判官 木納 敏和